

とくしまユニバーサルデザイン県民会議設置要綱

(名称)

第1条 本会は、とくしまユニバーサルデザイン県民会議（以下「UD県民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 UD県民会議は、とくしまユニバーサルデザイン基本指針（平成17年3月策定）を踏まえ、「地域に暮らすみんなが住みやすいまち徳島」を実現するため、県民、NPO・関係団体、事業者、行政等の各主体が緊密に連携・協働し、それぞれの役割に応じて、積極的かつ主体的にユニバーサルデザインの推進に向けた取り組みを実践することを目的とする。

(所掌事項)

第3条 UD県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) ユニバーサルデザインの実践に関する意見表明・活動報告など相互の情報交換及び各活動をつなぐ県民ネットワークの形成
- (2) ユニバーサルデザインに関する情報発信と普及啓発
- (3) 県が行う施策への参画と意見・提言
- (4) その他、UD県民会議の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 UD県民会議の会員は、次に掲げる会員をもって構成する。

- (1) 団体会員
県内のNPO・関係団体、事業者及び地方公共団体等
- (2) 個人会員
・ 県内在住のユニバーサルデザインに関心がある個人
・ 専門的な立場からユニバーサルデザインについて研究している学識経験者

2 会員は、UD県民会議の行う活動に積極的に協力するとともに、自らユニバーサルデザインの推進に向けた取り組みに努めるものとする。

(入会・脱会)

第5条 UD県民会議への入会・脱会は次の方法によって行う。

(1) 入会方法

UD県民会議へ参加を希望する団体、個人は、別に定める申込書を提出する。

(2) 脱会方法

UD県民会議からの脱会を希望する団体、個人は、別に定める退会届を提出する。

(役員)

第6条 UD県民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名

(役員の出選方法)

第7条 役員は、会員の互選とする。

2 役員が欠けたときは、補欠を選任することができる。その場合は、その選任について

は、前項の規定を準用する。

(役員職務)

第8条 役員は、次の各号に掲げるところにより、それぞれの職務を行う。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。

(役員任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員報酬)

第10条 役員は無報酬とする。

(会議)

第11条 UD県民会議は、会長が招集する。

2 会長はUD県民会議の議長となり、議事を総理する。

3 UD県民会議に会長が出席できない場合は、副会長がその職務を代理する。

(専門部会)

第12条 UD県民会議は、ユニバーサルデザインの推進に関する専門的な事項の検討を行うため、専門部会を設置することができる。

(庶務)

第13条 UD県民会議の庶務は、徳島県生活環境部生活環境政策課において処理する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、UD県民会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年8月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則
この要綱は、令和6年4月1日から施行する。